



令和5年4月28日
内閣府政策統括官（防災担当）

「災害への備え」を高めるため 内閣府が民間企業とコラボレーションします！ ～関東大震災100年を契機として、平素の事業活動を通じて 国民の防災意識の向上に取り組んでいただける企業等を募集します～

内閣府では、「災害への備え」コラボレーション事業」を企画しました。本事業の趣旨に賛同し、平素の事業活動を通じて国民の防災意識の向上のための普及啓発に取り組む企業等（以下「賛同企業等」という。）の募集を開始します。今後、内閣府と賛同企業等のコラボレーションにより、国民・各家庭レベルにおける防災意識の向上・日常生活における「災害への備え」を促進するための普及啓発事業を展開していきます。

1. 趣旨

1923年に発生した関東大震災から100年の節目を迎える2023年を、首都直下地震や南海トラフ地震等の来たるべき巨大災害に対する我が国全体の備えを一層強化する機会と捉え、政府において防災の中心的役割を担う内閣府と、多くの国民と事業活動を通じて接点を有する民間企業等がコラボレーションすることにより、平素の事業活動を通じた広汎な普及啓発を行い、国民・家庭・事業所のレベルでの防災意識を高め、日常生活における「災害への備え」を促進する。

2. 本事業の目的

本事業は、内閣府と賛同企業等による後述する活動を通じ、下記を実現することを目的とする。

- ①国民・家庭・事業所の防災意識の向上、特に自助に係る意識の向上
- ②家庭や事業所における備えの強化等、国民・家庭・事業所の日常生活における「災害への備え」の促進

3. 本事業における内閣府と賛同企業等の具体的な活動

内閣府と賛同企業等は、下記の活動を実施する。

(1) 賛同企業等

- ①上記1の趣旨に賛同する。
- ②上記1の趣旨に沿って、国民・家庭・事業所の防災意識の向上や日常生活における「災害への備え」を促進する活動(※)を、内閣府と連携して、当該賛同企業等の事業活動を通じて行う。

※活動事例については、(参考資料)に記載しているが、記載事例にかかわらず、賛同企業等において趣旨に沿っていると思われる活動を実施する。

(2) 内閣府

- ①内閣府ホームページ等において、賛同企業等の名称・活動内容等を広報する。
- ②賛同企業等が普及啓発活動等を行う際に必要となる素材(ロゴ、内閣府からのメッセージ等)や事例等の提供等を行う。
- ③賛同企業等へ防災に関する内閣府の国民向け取組を紹介する。
- ④賛同企業等と内閣府各部署、賛同企業等間の防災に係る意見交換の場を提供する。

4. 本事業への賛同

(1) 賛同企業等の要件

別紙「「災害への備え」コラボレーション事業実施要領兼賛同規約」(以下「実施要領」と記載)第4条に記載。

(2) 賛同方法

下記申請フォームにて必要事項を記入の上、申請。

<https://form.cao.go.jp/bousai/opinion-0065.html>



(3) 受付期間

受付開始 令和5年4月28日 ※受付開始以降は常時受付。

※要件を満たすと認められた賛同企業等は内閣府ホームページにて公表予定。

5. 賛同後の活動スケジュール

本事業にご賛同いただきました企業等において、3.(1)に掲げる取組を具体的にご検討・企画していただきます。その際、必要に応じて、内閣府との打ち合わせの機会を設け、取組の具体化をサポートいたします。

詳細は賛同企業等に対して内閣府からお知らせいたします。また、賛同申請の際にご相談いただくことも可能です。

6. 関連リンク

内閣府 関東大震災100年特設ページ

<https://www.bousai.go.jp/kantou100/index.html>



<本件問合せ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付
「災害への備え」コラボレーション事業 担当
電話: 03-3503-2236